

離婚の子どもに与える影響—事例分析を通して

棚瀬 一代

要約

わが国における2001年の離婚率は、1972年と比べると2倍以上になっている。しかもこうした傾向は今後も続いていくものと予測されている。また結婚5年未満での離婚件数が全体の4割に近く、かつ母親が全児に対して親権者になる割合はほぼ8割である。離婚は、時に子どもにとって、暴力的あるいは葛藤の高い家庭からの救済にもなりうることはもちろんであるが、離婚後に悪条件が揃うと、離婚の子どもに与える精神的・身体的影響は、非常に長期にわたり、かつ深刻なものとなること、また、複数同胞の場合には、その影響はそれぞれ違うことが先行研究によって明らかになってきている。本稿は、筆者の自験4事例の分析を通して、離婚前後の種々の媒介変数の違い：結婚中のストレス度、離婚後の監護親の適応状態、子どもの年齢、性別、性格、監護親と非監護親の関係性、サポートの程度等によって、離婚家庭の子どもたちがどのような適応の軌跡を描いていくのかを考察する。その分析の結果からは、両親の離婚に対する子どもたちの反応は、決して単純なものではなくて複雑かつ重層的なものであることが示唆された。

キーワード 離婚、離婚の子のウェル・ビーイング、監護親、非監護親、面接交渉、忠誠葛藤

I. はじめに

世界一離婚率の高いアメリカでは、1981年に人口千人当たりの離婚率が5.27とピークに達したが、その後、徐々に減少してきており、1998年には、離婚率は4.19になっている¹⁾。他方、わが国においては、2001年の離婚率は、2.27でアメリカと比べればまだ少ないが、1960年代後期頃から確実に漸増傾向を示しており、1972年(1.02)と比べると2倍以上になっている。しかもこうした傾向は、今後ともまだまだ続いていくものと予測できる²⁾。結婚情報サービスの「オーエムエムジー」が2001年に成人になる400人に恋愛や結婚のイメージを聞いたところ、88.7%が「離婚が増える」と答えており³⁾、こうした離婚増の傾向を若い人たちは敏感に察知していると言えるだろう。

1) 1981年に5.27であったが、その後下降し始め、1993年には4.60、1994年に4.57、1995年に4.44、1996年が4.33、1997年が4.34、1998年が4.19と明らかに減少傾向が見られる(厚生労働省大臣官房統計情報部、2001)。

2) 2001年の厚生労働省大臣官房情報統計部『人口動態統計』(上巻)によれば、人口1000人当たりの離婚率は、1960年には0.74であったが、徐々に上昇してきて、1972年に1.02になり、その後漸増し、2001年には2.27と1960年と比べて3倍近く、1972年と比べると2倍以上になっている。アメリカに次いで、離婚率が高いのが、ロシアの3.42(1998年)で、次いでニュージーランドの2.65(1998年)、スイスの2.51(1998年)、デンマーク(2.48)(1998年)スウェーデン(2.37)(1997年)、ドイツ(2.29)(1997年)などとなっているが、日本もこうした離婚先進国に追いつきつつあると言える。

3) 朝日新聞、2001年1月8日付け朝刊による。

また同居5年未満での離婚件数が全体の4割に近い高率⁴⁾を示しており、しかも1950年代では父親が子どもに対して親権者になる割合が5割近かったのが、徐々に母親が全児に対して親権者になる割合が増えてきて、2001年には、その割合は79.9%にもなっている（厚生労働省大臣官房統計情報部、2001）。このことは、わが国における離婚の最近の傾向として、乳幼児をかかえて離婚した母親が多いということが言えるだろう。こうした背景には、離婚に対する社会的スティグマの減少、そして子どもをかかえた女性の経済的自立が、まがりなりにも⁵⁾可能になってきたことがあるだろう。したがって、離婚率が高くなってきたということ自体は、必ずしも否定的な社会的問題とばかりは言えないことも確かである。なぜなら、これまで、離婚に対するスティグマゆえに、あるいは乳幼児をかかえては離婚しても経済的に自立不可能であるといった理由から、暴力的家庭⁶⁾や葛藤の高い結婚に終止符を打つことができなかつた女性が、離婚という選択肢をとりうるようになったという積極面もあるからだ。

しかし、他方で、両親の離婚後に、チック、自閉・緘黙、不登校、深刻な抑うつ状態、引きこもり、自傷行為などといった非社会的な不適応行為に陥る子どもたちと心理臨床の場では出会うことも多くなってきている。また、金品持ち出し、万引き、無断外泊、不純異性交遊、その他の非行、犯罪といった反社会的な不適応行為に陥る子どもたちの報告がなされることも増えてきている⁷⁾（中川ら、1979；許斐、1989；大畑、1992）。

アメリカでは、離婚の増加に伴い1970年代から離婚の家族に与える影響についての実証研究が盛んになった。そうした研究結果から、離婚の子どもに与える精神的・身体的影響は、離婚後に悪条件がそろると、単に一時的なものではなくて、非常に長期にわたり、かつ深刻なものとなるということが判明してきた。こうした研究成果を踏まえて、その後アメリカでは、両親の離婚による子どもへの心的外傷を最小限にするための努力が、法的整備を含めて国を挙げてなされてきた⁸⁾。

今日、親による子どもへの「虐待」が子どもに与える長期にわたる心的外傷に対する啓発活動が広く行われるようになってきており、国および地方自治体でも、虐待を防ぐために地域での子育て支援活動への積極的な援助をはじめとしてさまざまな取り組みがなされ始めている。こうした背景

4) 5年未満が37.5%で、5-10年が、23.8%と、10-15年が13.4%、15-20年が9.6%と一番少なく、20年以上になるとまた上昇して15.7%となっている（厚生労働省大臣官房統計部、2001、p. 445）

5) 離別した母親の89.1%が就労しており、そのうちの55.3%が常勤である。また1992年の離別母子世帯の年収は、税込みで202万円にとどまり、死別母子世帯の254万円に比べても低く、一般世帯の平均648万円の3割であると言われている（岩井、1997）

6) 許斐（1989）の報告の中での引用：離婚の原因は、父から母への暴力が理由であるのは7.7%であるが、母側の家出・失踪が15.2%と高い。この母側の家出・失踪の背景には、父から母への暴力が一部にはあるのではなかろうか。また前澤（1992）の家庭裁判所で扱った離婚事件の報告でも、妻からの離婚の申立動機として、各年齢層とも、「暴力をふるう」が高率をしめている。特に40歳代の妻においては最も高率であるが、60歳代においても僅少差で2位であり、暴力の程度も増悪する場合もあると言う。

7) 離婚を契機に、複数同胞の一人は非社会的な不適応行為に陥り、母親に連れられて来談するが、反社会的な不適応行為に陥った他の同胞は、家出をしたりしており、母親の話に出てくるだけのことが多く、実際に来談することは稀である。池田（1994）も、臨床相談で出会うのは非行のような反社会的問題は少なく、心身症、登校拒否、ヒステリーなど神経症圏にはいる非社会的問題であると指摘する。

8) そのあたりの経緯については棚瀬（1989）を参照してほしい。

には、「子どもの権利条約」の「権利の主体としての子ども」、そして「発達する存在としての子ども」という精神、そして「子どもの権利」「子どもの福祉」を最優先に考えるという意識が今やと芽生え始めていると言えるだろう。

身体的虐待による身体的傷は見えやすいが、その過程で受けた心の傷が見えにくいように、離婚の過程で子どもが受ける心の傷も見えにくい。しかし、身体的傷は時とともに癒されるが、心の傷はなかなか癒されない。人々の離婚に対する意識の変化⁹⁾とともに今後、離婚の増加自体が避けられない現象であるとするれば、その過程で子どもの受ける傷を最小限にしていく努力は社会の責務であろう。なぜなら次世代を担う子どもの健全な発達の問題は、親だけの問題にとどまらず社会全体の大きな関心事であるからだ¹⁰⁾。

II. 離婚が子どもに与える影響

1991年の Amato と Keith による大規模な「離別家庭の子ども」と「非離別家庭の子ども」の適応の比較研究¹¹⁾によれば、離別家庭の子は非離別家庭の子に比して、平均的に言えば、より多くの問題を抱え、そのウェル・ビーイングは低いという結果がでている(Amato, 1994) (図1 参照)。また、Amato と Keith は、子どもの時に親の離婚を経験した成人に関する32の研究を集積してメタ分析を行っている¹²⁾。その結果によれば、平均的に言えば、親の離婚はライフ・コースにまで影響をおよぼしていることが分かった。つまり、非離婚家庭で育った人たちと比べて、離婚家庭で育った人たちは、心理的ウェル・ビーイング、教育程度、職業上のステータス、生活水準、そして

9) 総理府の世論調査によると「結婚しても、相手に満足できないときは、いつでも離婚すればよい」という考え方に「賛成」または「どちらかといえば賛成」とする人の割合は、1972年から1997年の間に、男性では21.0%から52.9%に、女性では21.4%から55.2%にも増えている。

10) 許斐(1989)は、この点に関して、子どもは社会的存在であるとの現代的な児童観の再確認と子育ての私事性の打破が必要であると言う。

11) 就学前から大学生までの1300人以上の子どもが含まれる92の研究(但し、①学術的な雑誌ないし本に発表されたもの、②離別の子と非離別の子の両サンプルを含む研究、③量的データを含むもの、④影響の大きさ(effect size)を計算できるだけの十分な情報提供のある研究のみ)の結果を集めてメタ分析をしたところ、離別の子は、非離別の子よりも、平均的に、より多くの問題を抱え、ウェル・ビーイングはより低いという結果が得られた(Amato, 1994, p. 145)このメタ分析では、子どものウェル・ビーイングは、8つのカテゴリーにコード化されている。①学業成績(標準化されたアチーブメント・テスト、成績、教師の評定、知能)②行動(いたづら、攻撃性、非行)、③心理的適応(抑うつ、不安、あるいは幸福感)、④自己概念(自尊心、自己認識した能力、コントロールの内的所在 internal locus of control)、社会的適応(人気、孤独、あるいは協力)、母一子そして父一子関係(情愛、援助あるいは相互関係の質)、その他。

12) 子どもの時に親の離婚を経験した80,000人の成人を対象とし、そのウェル・ビーイングが、15のカテゴリーにコード化されている。①心理的ウェル・ビーイング(情緒的適応、抑うつ、不安、人生における満足感)、②行為/行動(犯罪行動、薬物使用、アルコール依存、自殺、十代妊娠、十代結婚)、③メンタル・ヘルス・サーヴィス利用、④自己概念(自尊心、自己効力感、パワー感、コントロールの内的所在)、⑤社会的ウェル・ビーイング(友人数、社会的参加、社会的サポート、親および拡大家族との接触)、⑥結婚の質、⑦別居ないし離婚、⑧単親ステータス、⑨子どもとの関係性の質、⑩家族関係の一般的質、⑪教育の到達度(高卒、教育年数)、⑫職業上の質(プレスティージュ、職業上の自立、職業的満足度)、⑬物質的な生活の質(収入、資産、住居の質、福祉依存、認知された経済的ストレス)、⑭肉体的健康(慢性的問題、障害)、⑮その他(Amato, 1994, pp. 145-146)

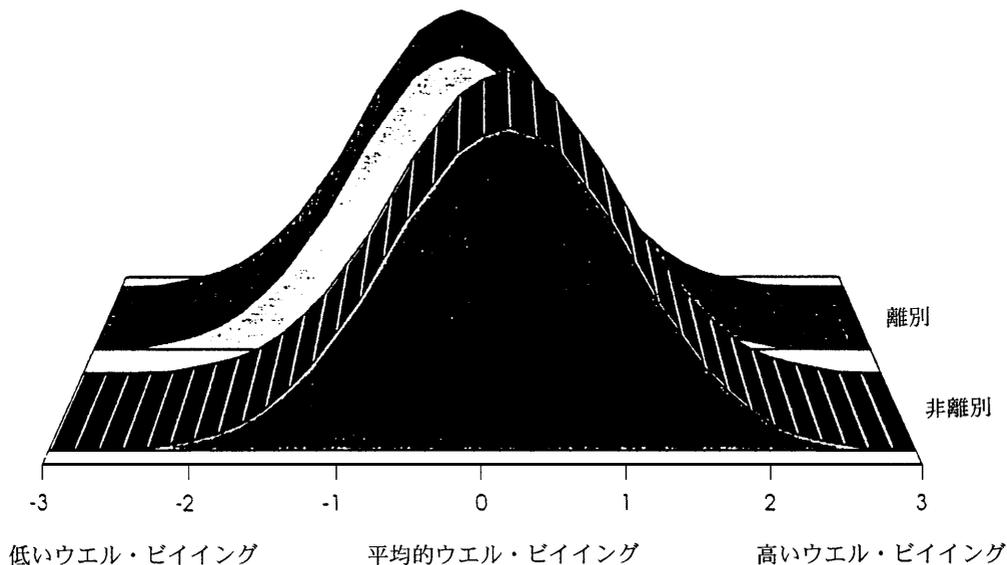


図1 離別および非離別家庭の子どものウエル・ビーイングの典型的分布

(但し、Amato (1994) Life-span adjustment of children to their parents' divorce. p. 146 より引用)

結婚生活の満足度がより低く、離婚およびシングル・ペアレントになる危険性がより高く、行動および健康上のより大きな問題を抱えていた (Amato, 1994)。

このように離別家庭の子どもの長期にわたるウエル・ビーイングは、平均的に言えば、非離別家庭の子どもと比べて低いと言えるが、両者の間には、図1からも分かるようにながりの重なりがあることをも認識しておく必要がある。したがって非離別の子ども、性的虐待をはじめとする深刻な虐待環境に置かれているような場合、あるいは両親間の身体的・心理的虐待を目撃し続けているような場合、あるいは親がアルコールや薬物に依存している場合や精神的病気の問題を抱えているような場合など両親間の葛藤が極度に高い場合などは、離別の子に劣らず深刻な悪影響を蒙っており、彼らの長期にわたるウエル・ビーイングは低くなることが予測される。

また、これまでの離婚に関する研究の結果からも指摘されているように (Wallerstein & Kelly, 1980; Hetherington, Cox & Cox, 1982; Hetherington, 1989)、離婚という出来事自体が子どもに永久的な傷を与えてしまうのではなくて、一般的に、子どもは離婚による家族システム解体という移行期の危機を2-3年ぐらいでぐり抜けると言われている。つまり、両親離婚後1年目は、ほとんどの子どもが家族システム解体による混乱状態に陥り、ストレスを高め、不適応状態に陥るが、2年目には、徐々に落ち着きを見せてくる。しかし、さまざまな悪条件が揃うと、こうした危機体験が一時的なものにとどまらずに10年、15年、時にはさらに長期化することになる (Wallerstein & Lewis, 1997)。

したがって、子どもにとって離婚の影響は何かといった一般的な問いかけではなくて、どのような条件下で離婚は子どもにとって発達阻害的であるのか？あるいはその害が少ないのか？あるいは発達促進的であるのか？といった問いかけが必要となってくるであろう。言い換えるなら、離婚の子どもに与える影響は、大きく分けると①離婚によって好影響を受ける場合¹³⁾、②離婚によって

悪影響を受ける場合¹⁴⁾、③離婚によってあまり影響を受けない場合の3つの場合に分けることができるであろう¹⁵⁾。

以下、筆者が臨床の場で出会った4つの事例を通して、離婚前後のさまざまな条件の違い：結婚中の夫婦間のストレス度、別居後の監護親の適応状態、子どもの年齢、性別、性格、監護親および非監護親との関係性、サポート・システムの有無などによって離別家庭の子どもがどのような適応の軌跡を描いていったのかを考察していきたい。事例数が少ないので一般化をすることはできないのはもちろんであるが、離婚と子どもの適応／不適応の間に介在する媒介変数についての示唆を得ることを目的としている。尚、プライバシーを守るために、事例分析に必要な部分には大幅に削除してあることを断っておく。

Ⅲ. 事例を通してみる離婚の子どもに与える影響

[事例1] 離婚による悪影響を長く引きずっている事例

[事例の概要]

来談時に母から語られた主訴は、A男(小6)の半年以上続く頭痛、腹痛、気分の悪さであった。A男は、ボーッとして、遊ばず、宿題もせず、勉強もせず、「いらいらする!」「しんどい!」を連発し、口を開けば、父親のこと、自分はろくな人間にはならないだろう、人は信用できないといった話になるということであった。

A男と50分間のプレイセラピー、その後に母と50分間の面接を筆者が一人で担当した。面接期間は中学入学までの1年弱であった。

A男が、「もう僕は元気になったから来週から妹を頼む」とまるで保護者のような口調で頼み、去っていった翌週から、B子(小3)が来談し始めた。母の語った主訴は、「相手の顔色を見て行動し、素直に気持ちを表現しないので、何を考えているのか分からず怖い」というものだった。A男の場合と同様に、まずB子と50分間のプレイ・セラピー、その後に母と50分間の面接を筆者が一

13) 養護施設協議会が昭和57年9月に行った「養護施設児童の人権と親の離婚についての調査報告」の結果によれば、昭和56年度中に入所した離婚家庭の児童(2014人)のうち、129人(6.4%)は、親の離婚によって、親などの虐待等からの解放(36人)や離婚・施設入所による安定(58人)などといった好影響を得ている(許斐、1989)

14) 上記の調査報告の結果によれば、悪影響として特に大きかったのは、「生活難」と「親(親権者になった親と非親権者の親の両者)に対する不信感」と「学力遅滞」であった。また、金品持ち出し、万引き、無断外泊等の「反社会的行動」あるいは「チック」「自閉・緘黙」「排泄障害」といった「非社会的行動」も比較的多く報告されている。

15) 池田(1994)は、離婚が子どもに与える傷の程度を外傷になぞらえて、第一度、第二度、第三度の三段階に分類できるのではないかと言う。しかし、配偶者間に暴力のある家庭や、児童虐待のある家庭における離婚のように離婚が子どもにとって救済となっている場合には触れていない。事例3の場合(児童虐待のあった事例)などは、離婚が子どもにとって救済となった場合と言えるであろう。しかし、事例4(父から母に暴力があったが、子どもは可愛がっていた事例)においては、一方では暴力を目撃しなくてもよくなるという救済を得るが、他方では、父を失うという傷や母が経済的に自活していくために、昼夜働かざるをえず、結果として母をも失うという喪失体験をしており、種々の不適応行為を示し始めている。

人で担当した。面接期間は、中学入学までの3年弱であった。二人の子どもが終結した後も母は継続して来談した。したがって、本事例においては、別居後15年以上の母と子どもたちの適応の過程に関わってきたことになる。

本事例の夫婦の離別は、嫁一姑・小姑間の極度の葛藤と、葛藤の狭間に立つことに疲れた父が、ある日突然、家族を捨てて家を出てしまったことによって始まった。したがって、当時5歳であったA男と2歳であったB子は、父が家を出るまでに、夫婦間の高い葛藤に晒されていたことが推測される。A男とは18歳の時に再度9回の電話面接をしているが、幼少期の記憶がまだ生々しい外傷記憶として残っていることが判明した。これと対照的に当時2歳であったB子の場合には、幸いにも当時の夫婦間の葛藤についての記憶は残っていない。さらにA男の場合は、別居後、父に何度か会いに行くが、その度に父から拒絶されるという体験がさらにその傷を深くした。

数年間の別居の末、父から離婚調停の申立があったが不成立に終わり、裁判でも争われたが、最終的には母が親権者になる以外は、父側の条件をすべて飲む形で離婚が成立する。父から子どもに会いたいとの面接交渉の希望がないことを幸いに、母も子どもの問題には一切触れずじまいであった。

別居開始後2年ほどして母は、子どもを連れて実家に戻り、祖父母と同居し始めた。その直後からフルタイムで働き始める。残業も多く、子どもたちは短期間のうちに実質的に二人の親を失うことになった。母方祖父は離婚を受け入れがたく、母や孫たちとの間の葛藤が高く、また祖母と母との間の葛藤も高かった。したがってA男とB子にとっての環境は決して平穏なものとは言いがたかった。しかし、少なくとも祖母は孫たちの世話を献身的にしてくれており、この点は、本事例における救いであった。

[監護親である母の適応状態]

母の別居後の適応状態は最悪であった。母にとって父の突然の家出は、大きなショック体験であり、以後、母は混乱の極地に陥り、長い間、希死念慮が絶えず精神安定剤を常用し続けねばならなかった。また自暴自棄になって外科手術を受けたり、激しい体重増減も見られた。またこうした状態は、別居後1-2年の一時的なものではなくて、長く続いた。結果として、親機能の極端な低下が見られ、長男との間には役割逆転が、長女との間には情緒的応答性の欠如ということが生じた。そのために長男には、加速された成長の結果生じる極端に大人びた面と極端に幼い面が同居する、もろさを特徴とする疑似成熟が見られ、長女には、母の注意を惹こうとする過剰適応の特徴が見られた。

[A男の適応の軌跡]

両親の突然の別居とその後の父からの拒絶と母の混乱と親機能低下という急激な環境変化に対して、A男は必死になって適応しようとした。しかし、本来父や母に向けられるべき激しい怒りは、置き換えられて、学校では教師や友だちに、また家庭では妹に向けられた。こうして小学1年から2年にかけて、A男は学校や家庭でさまざまな問題行動を起こした。しかし、担任が家庭に連絡しても、家庭環境の変化について隠したために、結局、A男は「異常児」扱いはされてしまうことにな

る。

小学3年時に母方祖父母宅に転居する。その後しばらくは表面的には小康状態に見えていた。しかし後に分かったことであるが、実はこの時期も本人にとってはやり場のない怒りと悲しみに翻弄された辛い時期であり、その攻撃性は小動物虐待に向けられていた。

小学6年頃から、毎朝、頭痛、腹痛、吐き気を訴え、抑うつ気味でボーっとして、宿題も勉強も全くせず、学業不振に陥り、母に連れられて筆者の元に来談した。しかし、A男とのプレイ・セラピーは筆者にとってイニシアル・ケースであり、A男の傷つき体験に触れる勇気がないままに、ひたすらA男の遊びについていく形で進んでいったのだが、前述したように自分は元気になったから今度は妹を頼むという形で中学入学前に突然の終結になった。

その後も妹とともに継続来談していた母から聞いたA男のその後の適応の軌跡は、中学時代は受験勉強を無事クリアして、高校に進学し、高校2年までの5年間ほどはまあまあ小康状態が保たれていたかに見えた。しかし高校3年になった頃から、人が怖いとナイフを持ち歩くようになり、やがて対人恐怖感が高じてきて、恐さのあまり他人を殺傷することを恐れだし、不登校そして引きこもりへと移行していった。その間に激しい家庭内暴力¹⁶⁾が起き、高校卒業を間近にして突然、高校を中退してしまう。

こうした危機的時期を経た後に、突然、母を通じて連絡があり、その後、来談できるまでのつなぎの意図で電話面接が始められたが、結局、まだ来談は無理ということで、9回の電話面接で終結となる。

初回の電話面接では、自分の今の状態を「地獄を通り抜けてきたという感じ……。よく死なずに通り過ぎたと思う……。このままではいけない……。との思いが少し出てきた。」と語った。「小さい頃に、脚がガタガタ震えるほど怖い思いをしたことがある、だから家庭不和や喧嘩をしているのを見るとその時の震えが戻ってくる。……。今、一番の願いはこれまでずっと欠けていた静けさと心の平安だ。」と言う。父の突然の家出に始まる夫婦の離別であったが、それ以前の不和や喧嘩をA男は目撃しており、10数年経った今もその当時の外傷記憶が生々しく、過去のものとならずに残っていることが分る。

この点、当時2歳だった妹B子には、記憶が残っておらず幸いである。

3回目の電話面接で、父の思い出が語られた。「緑の茂った所で父に肩車してもらっている。」「周りの木々がざわめいてて、父と虫採りをしている。」といった良い思い出のスナップ・ショット的シーンであり、昔住んでいた場所は、母にとっては「嫌な思い出ばかりの場所」だが、自分にとっては「懐かしい場所」であると言う。

こうして話すうちに、忘れていた、いや忘れようとしていた父に会いたいとの気持ちが湧いてきたとも語るが、直ぐに、離別の現実に関心を戻すA男に接しつつどうしようもない切なさが胸をついた。

16) 主として母の所有物に対する暴力であったが、母への殺意もほのめかし、かなり緊迫した時期があった。

#5 では、ずっと頼りなかった母への恨みが語られた。

#6 では、「過去は全部、箱の中に閉じこめて、しっかり蓋をして時々必要なものだけ取り出していったらいいと思う」と語られた。A男にとっては、過去は未だに、しっかり蓋をしておかねば、生々しく侵入してくる外傷記憶であることを物語っている。

#7 では、「基本的には、上を向いて歩いて行こうと思うようになってきた。」と前向きの気持ちが語られるが、#8 では、海や温泉に行き、ボニーとしていたいとの願望と同時に、「夏の日に幼児が昼寝してて、そこに涼しい風が吹いてきて、外からは物売りの声が聞こえてくる。そんな、のんびりした風景が浮かんでくる。そんなことがあったような気がする……。ずっとこのままボニーと一生終えてもいいんとかうか……。と思ったりする。」と両親別居前の無垢な幼児期への強い固着が語られ、その傷の深さを改めて思い知らされる。

#9 では、友だちと一緒に3泊4日で海に行ってきたことを「何とんでも海だから……」と生き生き語った。「ご飯も炊き、みそ汁も作り、モヤシをゆでて、そこに缶詰のツナフィッシュを入れ、しょう油とマヨネーズを入れたりして食べた。」「海では、ブクブクもぐって沈むにまかせるのが好きだ。」「原付の免許もとり、中古の原付も買った。おかげで行動範囲がぐんと広がった。」「バイトの方も、ポチポチやっている。こんな感じでやっていたら、何とか道がついていきそうな気がする……。」と前向きに生き始めていることを最大限に私にアピールして、昔と同様ばもう、「大丈夫だから」との言葉を残して終結に至ったのだが、その後も道は決して平坦ではなかったようだ¹⁷⁾。しかしその後、大検にも無事合格し、自分の決めた将来の職業に向かって一歩を踏みだし始めたと伝え聞く。

この事例において、A男に最も深い傷を負わせたのは、別居前の夫婦間の激しい葛藤の記憶と、その後の父によるA男に対するあからさまな拒絶行為であったと思う。両親の関係を修復する上で全く無力な自分の存在、やり場のない怒りと悲しみ、当時のA男が小学校で異常児のように荒れ狂い問題行動を起こしたことも彼の置かれた状況への必死の適応反応であったと言えるだろう。愛着していた親から拒否される体験は、癒しがたい傷を残すことは、多くの臨床例によっても証明されている。それだけでも癒しがたい傷を負う結果になるが、A男の場合には、さらにその傷を癒してくれる大人が周りにいなかったばかりではなくて、逆にA男が情緒的に不安定になった母を幼少期より支え続けるという過重な重荷をも背負い続けねばならなかったなど悪条件が重なったことも離婚の悪影響が長期にわたった理由であったろう。

[B子の場合]

他方、2歳の時から母子家庭で育ってきたB子は、混乱し親機能低下し情緒的応答性をなくした母の側で、9歳頃まで過剰適応し、家でも学校でも極端に良い子で、学業成績も優秀であった。しかし、小学3年の時に、こうした過剰適応に破綻が生じ、茫然自失の状態になり、母に連れられて来談した。

17) この後も、断続的にアルバイトをしていたが、基本的には引きこもった生活をしていた時期が長かった。

B子の第一印象は、身体的には健康そうに見えるが、全般的に抑うつ気分が漂っており、動作もゆっくりで子どもらしさがなく、言葉も行動も統制がききすぎて、極端に「良い子」というものであった。また表情も暗く、変化に乏しく、他人に甘えたり、依存したりすることが苦手で、どんなに辛くても、しんどくても一人で黙々と頑張るといった印象をも与えた。その後のプレイ・セラピーの過程で、親機能が低下して情緒的に応答してくれない母親、働き過ぎの母親に対する怒り¹⁸⁾や淋しさ、そして両親揃った家族に対する羨望の気持などが象徴的な形で表現された。くもしも、ドラエモンがいてね、願い事を3つだけかなえてあげると言ったらBちゃんは何をお願いするかな?との問いかけに(#8)一つ目は、お母さんの年が止まること(お母さんが願ってる事だから)、二つ目は宿題がないこと、三つ目はお母さんの休みがもっと多くなること(だってもっと遊んでもらえるから)を願った。

当時母は年を取ることに對する強い焦りを感じていたのだが、母の願いを自分の一番の願いとしているのが印象的であった。両親の離婚によって片親のみになった場合、残された監護親は子どもにとって「命」とも言えるほど大事な存在になる。臨床の場では、「お母さん、命!」と表現する子もいる。しかしこのことは、失うことへの大きな不安をも背後に抱えていることを大人は忘れてはいけない。2つ目は子どもらしい願いであり、ほっとする。3つ目の願いは、経済的理由から監護親との接触時間が極度に少なくなるという離婚家庭の子どもの抱える共通の問題が示されいると言えるだろう。

3年弱のプレイの過程でB子は徐々に、淋しさ、怒りといった自分の気持ちを筆者に表現するようになったが、それと併行して、母にも素直に表現することができるようになっていった。他方、母もゆっくりとはあったが、親としての自覚が育ち、親らしい心の動きが見られるようになっていった。B子の変化は、プレイの場面での自己表現体験に加えて、こうした母の変化に敏感に反応してのものと言えるであろう。

中学入学と同時に終結したB子のその後の適応の軌跡は、中学、高校、大学と良好であることをその後母から伝え聞く。

本事例のB子の場合には、監護親である母の長期にわたる適応の悪さと親機能の極端な低下とB子に対する情緒的応答性のなさといった問題から過剰適応による不適応状態に陥ったのだった。しかし、監護親が母親でしかも再婚していない場合には、女子は男子よりも一般的には適応が良いと言われている(Wallerstein & Kelly, 1980; Hetherington, Cox & Cox, 1982)。しかし、こうした場合でも異性と親密な関係性をもつような年頃になって、女子には親の離婚体験の影響が遅延効果となって現れる可能性があることも指摘されている(Wallerstein & Corbin, 1989)本事例のB子の場合も、将来は結婚はせずに仕事に生きるとの価値観を強く持っていると言え聞くが、こうした価値観

18) B子にとっては、攻撃性の表出はとりもなおさず愛の喪失を意味していた。したがって、B子には、攻撃性の表出が強く制止されており、3年余のプレイ・セラピーの中で、徐々に、婉曲的な迂回した表現からより直接的な満足行く形での攻撃性の表出がなされていった。このことが、B子の抑うつ状態からの回復にとっては大きな意味をもっていた。

に両親の離婚の影が色濃く落ちているように思われる。

[事例2] 好条件が揃っていたために離婚の影響をあまり受けなかった事例

[事例の概要]

来談時に母(32歳)によって語られた主訴は、離婚直後からのC男(次男)(小2)の場面緘黙と登校渋りであった。C男とは40代の男性セラピストが週一回50分間のプレイセラピーを、母とは筆者が週一回50分間の面接をした。面接期間は、半年弱と短いものであった。

本事例においては、母が前夫との「暖簾に腕押し」的¹⁹⁾関係性と飲酒量の多さに我慢ならなくなり、離婚を求めたところ、相手も争うことなく応じたのだった。したがって子どもたちは、両親間の表だった喧嘩を目撃することはなかったと言えるが、恐らく二人の間の緊張した雰囲気は感じとっていたであろう。したがって母が、当時小学4年の長男と小学2年のC男に、「好きで結婚したけれど好きでなくなったから別れることにした」と説明した時、二人の子どもたちは、別に驚きもせず、何も言わなかったと言う。

前夫は離婚について争うことはなかったので協議離婚も可能ではあったが、きっちりと離婚条件を決めたいと母が望んで調停離婚となっている。調停条項として決められたことは、①長男、次男に対する親権者は母親、②養育費は、長男、次男がそれぞれ成人に達するまで2万5千円ずつ支払う、というものであった。面接交渉に関する取り決めはなかった。しかし母の思いとしては、基本的に子どもたちには父といつでも好きな時に会ってもらって良いと思っていたため、別居直後から、月1-2回の割合で、父と子どもたちは継続的に会ってきた。

[面接交渉の内容]

父が事前に電話連絡してきて(母が電話口に出ることもある)、子どもたちのスケジュールも考慮しつつ会う日時を約束する。当日は、朝10時頃にマンションの下まで父が車で迎えに来て、夜8時頃に家まで送り届けるという形である。兄弟のどちらかが行きたくない時は、一人だけが出かけることもあると言う。

朝10時から夜8時頃までの過ごし方は、基本的に決まっている。まずゲーム・センターへ行き、その後、昼食を外で食べた後に、父方祖父母宅へ行き、皆で夕食を食べ、入浴してから帰宅するというものである。子どもの側からは、マンネリ化してつまらないとの不満も出てきてはいるものの、母の側に子どもと父との継続的接触に対する積極的な姿勢があること、したがって子どもたちは両親に対する忠誠葛藤に苦しむこともなかったこと、また父の側にも、子どもに対するコミットメントがあり、面接スケジュールを決める際にも、子どものスケジュールや意思を尊重するという柔軟さをもち合わせていることなどの好条件がそろっていることが、本事例においては面接交渉を継続していくことを容易にしていると言えるだろう。欲を言えば、面接内容にも子どもの意向を反

19) 母が何か不満をぶつけても、全く反応せず、自室に引きこもってしまうため、やり場を失った怒りが積もって、ストレスが高まっていったと言う。

映する努力ができたならより良い時を共に過ごすことができるであろうと思うが、結婚中も父はあまり子どもと遊ぶということがなかったのも、これ以上を望むことは無理なことであろう。

[監護親である母の適応状態]

本事例の場合、そもそも母自身が望んでの離婚であったこと、また母方祖父母との関係が良好で、全面的にサポートしてくれていること、また母自身、結婚中からフルタイムで就業しており、子どもにとっては、離婚後に、父に続いて母をも仕事に奪われるという二重の喪失体験がなかったこと、また母がまだ若いということもあり、新しい彼氏もできて適応状態が良く、またこの新しい彼氏と子どもたちとの関係性も非常に良好であるなど、種々の好条件が揃っている。

[長男の適応状態] 長男は性格的に母親似で外向的であり、幼少期から対人関係がスムーズで適応が良かったと母は言う。両親の離婚後も家でも学校でもその適応は良好であった。

[C男の適応状態] C男は性格的に父親似で内向的であり、幼少期より家庭外では緘黙気味であった。離婚後しばらくは、母の前でも声が出なくなってしまった。来談当時は、登校渋りがあり、登校しても親友とも筆談するという状態であった。

来談中もC男は最後まで男性セラピストの前で声を出すことはなかった。しかし、母が交際し始めた彼氏の前では初対面から声が出ており、レスリングを一緒にしたりと良い関係がもてている。緘黙状態が消失したわけではないものの登校渋りもおさまってきて、学校での適応も良くなり、半年弱で終結とする。次男の示した不適応行為は、離婚後の家族システム解体に反応した一時的なものと言えるであろう。

[事例3] 母から身体的虐待を受けていたD子(小3)にとって離婚が救いとなった事例

[事例の概要]

来談時の主訴(父による)は、D子(小6)の学校でのいじめへの対処法についてであった。父と一緒に来談したD子の印象は、身体は小学生だが、雰囲気は20代後半かと思うほど、大人びていた。父とは30代の男性セラピストが毎週一回50分の面接を、D子とは筆者が毎週一回50分の面接をした。面接期間は、中学入学までの約4カ月と短いものであった。

D子によって語られた両親の離婚理由は、母がD子を理由もなく殴ることと夫婦間の不仲であった。離婚後は父が親権者となり、二人の子どもを養育してきた。D子は「母親の存在はほしい。でもあのお母さんは嫌い!」とその思いをはっきり私に表明した。同時に、弟には虐待はなく「母を求める気持ちがあったらうに、はっきりと父と暮らすと意思表示できた弟はえらい!」と当時、小学1年であった弟のことを姉として誇らしげに語る。

来談時にはすでに離婚から3年が経っていた。父は、会社を経営しており、海外出張も頻繁にありかなり忙しい。D子のクラスは学級崩壊しており、学校で男子からも女子からもひどいいじめに遭っており、その事実を知らないのは父のみであった。D子は、父に心配かけまいと父にだけは言わないでくれと担任に頼み込んでいたが、ついに耐えられなくなり父に話してしまったと言う。

小さい頃のD子はどんな感じの子どもだったのかをたずねると、幼稚園の頃のことはあまり覚え

ておらず、小学1-2年の頃(母がまだ居る頃)は、暗くていつも一人遊びをしており、小学3-4年の頃(母が家を出ていった後)が一番楽しかったと言う。母のことには触れなかったものの、D子にとっては、母が居る頃は辛い時期であり、離婚が救済となったことが伝わってきた。母との接触は、離婚後しばらくはあったが、徐々に連絡が途絶えてなくなったと言う。

また言葉の端々から、最近では買い物や料理ができるようになってきて、忙しい父の手助けができることを誇らしく思う気持ちが伝わってきた。当初は、こうした誇らしい気持ちのみが伝わってきたが、何度か来談するうちに、他方で、こうした役割が重荷になっていることも語られるようになってきた。

カウンセリング継続中に、父の学校への積極的な働きかけが効を奏して、いじめ問題も解決する。カウンセリングの場でも、楽しかったことなどユーモアを交えながら話すなど、年相応の子どもらしさが出てくるようになった。それと同時に、自分の過重な役割一姉の役割、母の役割、妻の役割等一の大変さ、不当さについても言語化するようになる。また近所に住む叔母さんの存在が、母親代理的役割を果たしてくれていることも分かる。

カウンセリングの場での変化と併行して家でも父に対して自己主張するようになり、父もそうした変化にとまどいながらもD子の思いに配慮し始める。

面接期間は4カ月弱と短いものであったが、終結の頃には年相応の生き生きとした、たくましい少女に見事に変身していった感があった。中学では、陸上クラブで活躍していると伝え聞いた。

2歳年下の弟(小4)は、一度会ったことがあるが、少々弱々しい印象を与えるものの、伸び伸びとした子どもらしさを感じさせる男の子で、学校でいじめに遭うこともなく、学業成績も良く現在のところ適応は良好のようである。同性の親である父の存在から恩恵を受けているケースと言えるであろう。

[事例4] DV 関係にあった別居中の両親に対して忠誠葛藤を抱く女の子(小1)

[事例の概要]

来談時の主訴(母による)は、E子の学校および家庭での問題行動であった。学校では、勝手に教室を出て学校中をウロウロしたり、友人に噛みついたりする。また帰宅後は、道路の真ん中でウロウロしたり、見知らぬ人について行ったりする²⁰⁾。また家でも、頻繁に自分の世界に入り込み、集中力がなく、常にイライラし、母が注意しても言うことをきかない。また飼っていたハムスター(6匹)を次々に手で握り殺し、カメ(2匹)も殺し、犬の目にも除光液を入れるなどの攻撃的行動が見られた。母自身、E子が自分を包丁で攻撃してくるのではとの恐れすら感じるという²¹⁾。

母とは50代の女性セラピストが毎週一回50分間の面接を、E子とは筆者が毎週一回50分間のプレ

20) このような見知らぬ人に対して求めていく拡散した愛情、慈愛、保護、身体的接触への渴望は、E子にかぎらず、親の別居後の混乱期には幼い子どもによく見られる現象である(Wallerstein & Kelly, 1980, p. 63)。

21) 両親別居後にE子のように攻撃性の高まりを見せる子どもと反対に、攻撃性を制止してしまう子どももいる。事例1のB子の場合がそうであった。

イセラピーを行った。

両親はE子が4歳頃に別居したが、それまでは、父から母への身体的・心理的暴力を目撃しており、ひどく怯えつつも、幼い両手を広げて母をかばい、慰めたと語る。幸いにして、父は本児に対して暴力をふるうことはなかった。しかし母は祖母から厳しすぎると言われるほど本児を叩いて叱る。この点に関しては、母はどうしてもやめれないと嘆く。

現在、E子は母と母方祖母との3人暮らしである。年に数回、母はE子連れて他県に住む父に会いに行ったが、離婚を決意した今は、もう会いに行くつもりはないと言う。

父は養育費を月々2万5千円送ってくるが、母は、これまでも生計を立てるために住み込みで働いてきたが、離婚を決意した今は、昼夜の二重労働、祖母も夜間労働で頑張っている。そのため夜はE子一人で留守番になる。まだ幼いE子にとっては淋しいことであり、夢遊歩行の症状も見られたが、E子の種々の問題行動を目のあたりにして、祖母が夜間は家に居て子守歌を歌って寝かせてくれるようになり、母もE子を頻繁に抱きしめるようになる。

こうした環境条件の好転もあり、また7回のプレイの中で傷つき体験、さまざまな不安や葛藤、情緒的ニーズなどを象徴的に物語ることも効を奏してか、来談から4カ月弱でE子の夜間の夢遊歩行、苛立ちと集中力のなさ、動物虐待、学校での飛び出し行為や攻撃的行動などの問題行動はすべておさまりをみせていった。

[母から見たE子の非監護親である父への思い]

母によればE子は、父に会いたいたとも言わないし、家族画にも、父は、昔一度だけ小さく登場したのみであり、「母²²⁾とE子と犬」のみがE子にとっての家族だと強調する。しかし、母親面接者が、プレイの中で、父親動物の背中に子どもを乗せること、父への思いがあるのでは?と直面化すると、時々「お父さんがいなくて淋しい・・・」と言うこと、お父さんがほしいのか?と尋ねると、「私のお父さんか、それとも新しいお父さんか?」と問うてくること、また母には父のことは極力言わないようにしているようであることを涙ながらに語った。

両親の離別の狭間に立たされた子どもは、忠誠葛藤に苦しみ、また監護親にも見捨てられ、一人になる不安にも苦しむと言われている(Wallerstein & Kelly, 1980)。ましてや本事例のように監護親が非監護親からの暴力被害者であったような場合にはなおさらである。本事例の救いは、母がE子に、父と別れる決意を告げると同時にE子をしっかりと守っていくことをも告げている点である。こうした離婚についての説明とその後の保証を与えることは、たとえ子どもが3歳ぐらいの幼い時でも、非常に大事である。

[E子の父に対する思い]

監護親への気遣いと忠誠心から非監護親への思いを語れずにいる子どもからその本音を聞き出すことは難しいことである。Wallerstein & Kelly(1980)は、「3つの願い」は何かという形で子ど

22) 家族画の中の母には王冠までかぶせてあると言う。両親の離別後は、残された監護親は、子どもにとっては命とも言えるほど大きな存在になることは多くの臨床事例で出会うことである。

もの思いに迫ることを通して、根強い和解幻想を見いだしている。

本事例においては、箱庭の上に展開された動物たちの物語に託して、E子はその思いを筆者に語り続けた。以下、各セッションで展開されたテーマを通して、E子の両親の離別に対する思い、そして父に対する思いを見ていきたい。

[各セッションで展開されたテーマ]

#1では、まず大蛇を箱庭いっぱい置きつつ、以前にへびに出会った時、「こわくて、こわくて」と語る(箱庭1)。E子の「恐れと不安」が伝わってきた。

次に、ワニをしっぽだけかすかに見える形で砂に埋め、カンガルーがその上をピョン、ピョンと跳んでいくと、突如、ワニが姿を現し、首に噛みつき食べてしまうという恐ろしいシーンが演じられる(箱庭2)。この飢えたワニは、情緒的に飢え、怒りに満ちた今のE子自身の姿のように思えた。Wallerstein & Kelly(1980)も両親の離別を経験した就学前・低学年の子どものプレイに飢えた攻撃的動物がよく現れると報告している。

その後、大蛇のいる箱庭に大きなトラとライオンを横目でにらむ形で置く(箱庭3)。別居前の一触即発の夫婦間の葛藤状況を連想した。その後、大蛇を片づけ、ライオンの脚を何ヶ月も動けないようにと言いつつ砂の中に埋め、トラの体もほとんど全部を砂に埋め、顔をまず包丁ですばっと切り、背中もすばっと切る。やがて砂から取り出したトラが砂の上を歩いていくが罾に落ち込んでしまう(箱庭4)。別居前の夫婦間の動きのとれない行き詰まった状況と暴力の荒れ狂う攻撃的世界の恐さがひしひしと伝わってきた。

その後、トラとライオンを片づけたかと思うと、牛を柵から全部出してきてと頼み、箱庭に持ち込まれた20匹ほどの牛の腹部を1匹ずつチェックし、「オチンチンのあるのは雄、乳房のあるのは雌」と分けていく。また子牛は全部一カ所に集める。「ねえ、子どもたちがここにいるのはどうしてか知ってる?」〈どうしてなの?〉「いじめられるから……。それとお母さんがいなくて淋しいなって……。」〈子牛たちお腹空いたって泣いてないかな?〉と尋ねると、別の所にいた雌牛を一匹ずつ子牛の所に置き、乳を吸わせる。〈お父さんはいないの?〉と尋ねると、離れた所にいる雄牛を連れてくるが、すぐに元に戻す。〈どうして?〉と尋ねると、「いじめるから」と言う。しかし一組だけ、「この雄は、いじめちゃダメと言うと言うこと聞くから」と父牛、母牛、子牛を並べて置く(箱庭5)。暴力的な父を排除するテーマと同時に、暴力的な父のために、家族がバラバラになり淋しい思いをしている子どものテーマ、そして両親揃った家族への羨望のテーマも見事に表現されている。

#2では、箱庭に、大きなシマウマと大へびを置き、大へびの口に、砂をギューギュー押し込む。〈砂は食べたくないよ〉と言うと、「食べなさい!!!」と語気強く言いながらさらにギューギューと砂を押し込んだ(箱庭6)。母は夜の仕事に出かける前に、夕食を早く食べさせようとするが、母が焦るほどE子はのろのろとなかなか食べず、母が逆上して体罰になるとの話を出す。

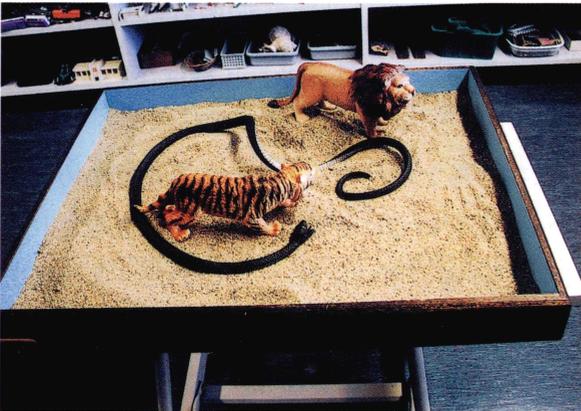
その後「前の続きやろう!」と言って箱庭を作る。今回は、雌牛と子牛は最初から一緒にいるが、雄牛3匹は、群から排除されていた。〈雄牛も入れてください〉と言うと、この2匹の雄牛は



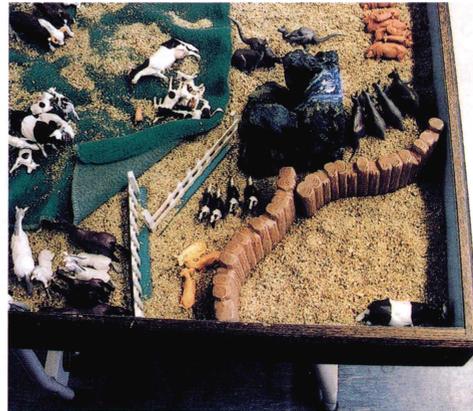
箱庭 1



箱庭 7



箱庭 3



箱庭 11



箱庭 4

いじめないからと子牛を挟んで雌牛と雄牛の家族を2組作る。しかし1匹の雄牛の背中のがった部分を見ながら「この雄牛は気がきつそうだからダメ！子どもをいじめる！」と言って群から離す。〈1匹だけで淋しそう！〉と言っても、「ダメ！」と語気強く言う。そのうちに、ああ、いいこと考えたと言って、箱庭の隅に囲った場所を作り、その中にきつい雄牛を隔離する（箱庭7）。雄牛は何度か柵に突進しては出ようと試みるが徒労に終わる。そこに子牛がやって来て、中に忍び入り、柵を少しだけ開けて父牛を連れ出し、「謝ったので許してやる」と言いつつ、母牛の元に帰り、母牛・子牛・父牛が並んで食べるシーンを演じる。「隔離する所は、また誰かいじめる人がでたら入れるとこにしておく」と言って残しておく。暴力的父を罰して「隔離する」と同時に子牛が父牛を「逃がしてやる」シーンに、E子の両親に対する忠誠葛藤がみてとれる。また和解幻想とともに、暴力再発に対する不安も語られている。

#3では、暴力的雄牛を隔離する柵で囲われた場所もなく、牛や馬、ラクダ、キリン、犬の子どもが両親に挟まれて食事をする穏やかなシーンだけが作り出される（箱庭8）。〈柵はないの？〉と尋ねると、「忘れた」と答える。

#4では、箱庭の左上部を大きく柵で囲い、その中に牛と馬とロバの子どもたちを全部集めて隔離し、「お母さんの中には、いじめるお母さんもいるから」と「いじめる母」のテーマが表現され、「ここは安全！！」と宣言する。そのうちに、母牛を2匹だけ柵の中に入れ、「このお母さんは優しい。子どもたちがお腹空かせてるのでミルクを飲ませに来た」と言う。

次に、箱庭の柵から雄牛3匹を持ってきて、箱庭の木枠の上で、雄牛と雌牛が激しく闘うシーンを繰り返し広げる。追いかけてくる雄牛を雌牛がお尻で押し返し、雄牛は木枠から下に突き落とされる。すると2匹の雌牛が手を取り合って「やった！」「やっつけた！」と喜び合う。

#6：入室後に、私が箱庭のふたを開けると、「今日は、牛と馬とロバと犬を全部出してきて！」と指示する。〈雄もいいのか？〉と尋ねると、「いいよ」と明るく答える。「ここは3人家族。ここは4人家族」と言いつつ、両親揃った家族を2つ作る。そして「お父さんもお母さんも好き！！」と言いつつ、3人家族では、お父さんの背中に、4人家族では、両親それぞれの背中に子どもを乗せる。〈この牛のお父さん優しいそうだね。Eちゃんのお父さんもEちゃんに優しい？〉と思いきって尋ねてみると、力強く「うん」との返事が戻ってきた。しかし、しばらくすると「囲いを出さなくちゃ、また悪いことするかもしれなし、囲い作っておかなくちゃ、ほら、知ってるやろ！」と私に言うので、〈うん、知ってる〉と答える。だが今日は、作られた囲いの中に一匹の雄牛が自分で迷い込み、雌牛によって助け出されるというシーンが演じられ、その後、父牛は死に、母牛はどこかに行ったとの設定で、子牛が一人でヒューヒュー「淋しいよ！」「寒いよ！」と泣くシーンが展開される。するとどこかの見知らぬお兄さん、お姉さんが面倒をみてくれたり、犬が毛皮で暖め守ってくれたりする。私が、もう時間よと言った後で、再度子牛がヒューヒュー泣いているシーンを演じ始め、私が、もう時間だからと注意すると、太い声で「ほら、何とか言わんかいな！」と怒る。〈あらあら、子牛ちゃん、一人で泣いてどうしたの？〉と尋ねると、「両親は死んでしまったので、お父さん、お母さんになって下さい」と言う（箱庭9）。「両親揃った家族」「両親への熱い思い」が

表現されるが、同時に「暴力再発への不安」とともに「一人になる不安」も語られる。両親の離婚は、幼い子どもにとっては無意識裡では、両親の死にも匹敵するような見捨てられ体験であることが伝わってきた。

#7 (最終回): 今日が最終回であることを知っての来談である。まず、両親揃ったカンガルー親子5匹が仲良く遊んでいる(箱庭10)。すると場面が急展開して、子どもが死にかかり、父カンガルーがその子を布団まで運び、「父親だから守る!」「父親だから家族を守る!」と言いながら、じっとその子の上に覆い被さるシーンを演じる。両親揃った家族、そして子どもを守る父というファンタジーは、現実否認のファンタジーではあるが、過酷な現実からE子を守る働きをしているように思う。

次にまた場面が展開して、雌牛10匹が箱庭の一方に集まって草を食べている。2匹の雄牛が闘い、負けた雄牛が餌場から追いやられ、一人で放浪している。1匹の雌牛に出会い、近寄ると、「無視して、無視して」と言いつつ行ってしまう。この「無視」のテーマが10匹の雌牛すべてを使って何度も演じられる。最後に子牛に出会うが、子牛もまた無視して行ってしまう。(誰も相手にしてくれない)とひがんでいると、「あれ作ろう」といつもの柵を持ち出してくるが、今回は、逃げられないようにと厚い柵を囲って1匹の雄牛を隔離する(箱庭11)。そこに1匹の雌牛がやってきて、囲いの中をのぞき見ては、何度か中に入ったり出たりを繰り返す。そのうちに「子どもができちゃった」と子牛を1匹連れてくる。その子牛は、囲いの隅を少し開けて、中に滑り込み、雄牛を外に連れ出してくる。囲いの外には雌牛が居たが、雄牛は近づくことなく離れて暮らす。「子どもは母親と一緒に居る」と5匹の子牛を母牛の体に沿わせて置く。しかし同時に3匹の子牛を父牛の体にも沿わせて置いた。

最終回では、暴力的雄を無視するテーマ、母牛の離婚に対する迷いの気持、そして最終的には離婚を決意し、子どもも母と暮らすことを決意する。しかし、子どもは密かに父にも忠誠心を抱き続けていることが見事に表現されている。

11回作られた箱庭の世界に、E子が監督者となって動物たちに演じさせた物語は、一方では暴力への不安と恐怖、暴力的父を追い出したことへの安堵感、暴力的父を隔離し、無視するといった母と同一視したテーマが表現され、他方では、父を赦し、逃がしてやり、最後には父の体にも子どもを沿わせて置くなど密かに抱き続ける父への忠誠心が表現された。同時に両親揃った家族への羨望、守ってくれる父の存在と優しい母の存在への願望、暴力のない、別れのない、穏やかな家庭のみといった否認のファンタジーも表現された。同時に暴力再発への不安、飢えへの不安、見捨てられる不安、一人になる不安も表現され、またE子の中の怒りや攻撃心とともに淋しさやケアしてくれる他者へのニーズも見事に表現された。そして来談最後の日には、母の離別に至るまでの迷いと決意、両親の別れという現実受容と母と暮らす決意などが表現されると同時に、父にも子どもを沿わせるシーンによって父に対する変わらぬ忠誠心をも見事に表現しつくした。E子のプレイを通して、両親の離別に対する子どもの思いは、決して単純なものではなくて、複雑かつ重層的なものであることを私は強く思い知った。

IV. さいごに

子どもにとって親の離婚はどのような条件下で発達阻害的であるのか、害が少ないのか、あるいは発達促進的であるのかとの問いかけのもとに自験4事例の分析を行ってきた。その結果から言えることは、事例1の場合は、悪条件が揃ったことによって、離婚後長期に渡ってA男(当時5歳)は不適応状態に陥っている。その悪条件とは、①説明なしの突然の両親別居、②愛着対象であった非監護親(父)による子どものあからさまな拒絶とその後の接触の無さ、③監護親(母)の極度の混乱と不適応状態と親機能の長期にわたる低下、④監護親の長時間就労による二重の喪失体験、⑤学校をはじめ親族からのサポートの薄さ等であった。

他方、事例2の場合は、好条件が揃ったことによって離婚によって子どもの蒙った害が非常に少なかったが、その好条件から学ぶことは大きいと言えるだろう。①離婚の理由について子どもに説明があったこと、②監護親が結婚中からフルタイムで働いていたため、別居後に子どもたちが監護親をも労働市場に奪われるという二重の喪失体験がなかった、③監護親がまだ若く、離婚後の適応状態が良好であったこと、④別居後すぐに非監護親(父)との面接交渉が定期的に始められたこと、⑤子どもたちが非監護親と継続的に会うことについて監護親(母)が積極的であったため、子どもたちは忠誠葛藤に苦しむことがなかった、⑥子どもたちとの継続的な関係性に対する非監護親のコミットメント、⑦面接交渉の日時を決めるに当たって監護親も非監護親も子どもたちの意思と他の予定を尊重するだけの柔軟性を持ち合わせていること、⑧父方、母方両親族との継続的接触をはじめとするサポート・システムの充実などの条件であった。

事例3のように、一方の親が子どもに対して直接的に虐待的・暴力的であったような場合には、両親の離婚は子どもにとって救済となりうるということが示唆された。しかし虐待は本事例においてもそうであったが、複数の同胞がいる場合には、虐待親の側に薬物その他の物質依存や何らかの精神疾患の問題がないかぎり一人に向けられることがほとんどであるので、非虐待同胞にとっては救済とまでは言えない場合も出てこよう。もちろん、きょうだい的一方に対する虐待を目撃しなくても良いという点では救済とは言える。また虐待は常に起きるものではないので、条件つきでの親子面接は十分可能である。したがって本事例の場合、母の側から徐々に連絡を途絶してしまったことはとても残念なことである。

事例4のように、夫婦間に暴力があり、そうした暴力を目撃することは子どもにとっては心理的虐待であると言われるように大きな傷つき体験である。したがって離婚自体は子どもにとって救済となると言える。しかし本事例のように、子どもに直接的な暴力・虐待が向けられていない場合には、子どもの反応は、大人が思っている以上に複雑かつ重層的なものであることが示唆された。離婚自体は、暴力を目撃しなくてすむ点では救済であるが、子どもは、暴力加害者(父)に対して密かな忠誠心を抱き続けており、このことが監護親(母)に見捨てられる不安、一人になる不安、飢えへの不安につながり、やがて情緒的ケアへのニーズとなって現れてくる。また家庭が崩壊した事への怒り、悲しみ、両親揃った家庭への願望、守ってくれる父への願望と同時に暴力再発への怯え

も出てくるなど複雑かつ重層的な反応が浮かび上がってきた。しかし、こうした複雑かつ重層的な反応は、親の離婚に対する子どもたちの一般的な反応と言っても良いのではなかろうか。

参考文献

- Amato, P. R. (1994) Life-span adjustment of children to their parents' divorce. *The Future of children: Children and Divorce*. 4(1), 143-164.
- Hetherington, E. M. Cox, M. & Cox, R. (1982) Effects of divorce on parents and children. In Lamb, M. E. (ed.) *Non-traditional families: Parenting and child development*. Hillsdale, New Jersey, Lawrence Erlbaum Associates, Publishers.
- Hetherington, E. M. (1989) Coping with family transitions: Winners, losers, and survivors. *Child Development*. 60, 1-14.
- 池田由子 (1994)『IMAGO』[イマーゴ]、5、青土社、44-54.
- 岩井紀子 (1997)「アフター・ディヴォースー離婚からの出発」石川実編『現代家族の社会学—脱制度化時代のファミリー・スタディーズ』9章、有斐閣ブックス。
- 岩井紀子・佐藤博樹編 (2002)『日本人の姿—JGSS にみる意識と行動』有斐閣選書。
- 厚生労働省大臣官房統計情報部編 (2001)『人口動態統計』(上巻)財団法人厚生統計協会、441-450.
- 大畑好司 (1992)「幡多地方の離婚事情と少年非行—離婚による親子関係の変質と非行少年の特徴」『調研紀要』60、1-24.
- 許斐有 (1989)「家庭崩壊と子どもの権利」『季刊教育法』65、172-178.
- 前澤智恵子 (1992)「老年期の社会病理現象—高年期の離婚」『老年精神医学雑誌』3(2)、150-155.
- 中川啓ら (1979)「離婚による家庭崩壊と少年非行の関連について」『調研紀要』35、26-47.
- 棚瀬一代 (1989)『「クレイマー・クレイマー」以後—別れたあとの共同子育て』筑摩書房。
- 棚瀬一代 (1994)「別れたあとの共同子育て」『IMAGO』[イマーゴ]、5、青土社、112-129.
- 棚瀬一代 (2001)『虐待と離婚の心的外傷』朱鷺書房。
- Wallerstein, J. & Kelly, J. (1980) *Surviving the breakup*. New York, Basic books.
- Wallerstein, J. & Corbin, S. (1989) Daughters of divorce: Report from a ten-year follow-up. *American Journal of Orthopsychiatry*, 59(4), 593-604.
- Wallerstein, J. (江副智子訳) (1990)「重荷を背負わされすぎた子ども：離婚の長期的影響」『精神分析研究』34(2)、111-120.
- Wallerstein, J. & Lewis, J. (1997) Long-term impact of divorce on children: A first report from a 25-year study. Presented at the Second World Congress of Family Law and the Rights of Children and Youth, June 2-7